

府子本第 246 号  
28 文科初第 51 号  
雇児発 0401 第 32 号  
平成 28 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会  
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
香取照幸

(印影印刷)

認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、  
保育の担い手の確保は喫緊の課題であることから、先日、児童福祉施設の設備

及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）が改正され、保育所等における保育士の配置要件が一定程度柔軟化されたところである。

幼保連携型認定こども園における保育教諭についても、保育士資格を有する者が必要となることから、保育所等と同様の措置が取れるよう、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（平成 28 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり公布し、平成 28 年 4 月 1 日以後、当分の間、幼保連携型認定こども園における職員配置について、特例的運用を可能とした。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 改正省令の概要

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 5 条第 3 項に規定する幼保連携型認定こども園における職員配置について、当分の間、以下の特例を設けることとした。

#### ① 朝夕等の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例（基準省令附則第 5 条関係）

基準省令第 5 条第 3 項ただし書の規定により、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）は 2 人を下ってはならないとされているところ、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該幼保連携型認定こども園において保育する園児が少数である時間帯に、職員 1 人に限り、保育教諭等に代え、都道府県知事（指定都市にあつては、当該指定都市の市長、中核市にあつては当該中核市の市長とする。以下同じ。）が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができるものとする。

「都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、認定こども園や保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定される。

② 小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例（基準省令附則第6条関係）

小学校教諭又は養護教諭（以下「小学校教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育教諭等に代えて置くことができることとする。

小学校教諭が保育することができる児童の年齢については、専門性を十分に発揮するという観点から、5歳児を中心的に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことのない小学校教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

なお、養護教諭の普通免許状所持者については、養護教諭としての業務に従事している限り、本特例の対象とはならない。

③ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例（基準省令附則第7条関係）

幼保連携型認定こども園を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要となる職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあつては、基準省令第5条第3項に規定する職員の数の算定について、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。

基準省令附則第7条中「都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、基準省令附則第5条における保育教諭等に代えて配置する者の要件と同様とする。併せて、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得を促していくこととする。

また、基準省令附則第7条中「利用定員に応じて置かなければならない職員の数」とは、幼保連携型認定こども園の認可の基準として、利用定員数に対して基準省令第5条第3項の規定により算定される職員の数を意味している。

さらに、幼保連携型認定こども園における教育及び保育時間は、1日につき8時間を原則として園長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園では、基準省令第5条第3項の規定により必要となる職員の数を各時間帯において配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数」に追加して職員を確保する必要がある。同条中「開所時間を通じて必要となる職員の総数」とは、このような場合における1日において必要となる職員の総数を意味している。

④ ②及び③の特例を適用する場合における職員配置（基準省令附則第8条関係）

②及び③の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要

となる職員の3分の1までである。なお、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）の2の（2）により、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園において保健師又は看護師を配置基準上の職員として算定している場合は、当該の保健師又は看護師を含めて3分の1までとすること。

また、基準省令第5条第1項及び第2項において必要となる各学級ごとに担当する専任の保育教諭等については特例が適用されず、保育教諭等でなければならない。教育課程に基づく教育は当該保育教諭等が行い、小学校教諭等及び都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、当該保育教諭等の補助としてのみ従事することができる。

## 2. 実施に係る留意事項

特例により配置された小学校教諭等及び都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、基準省令第5条第3項の算定においてのみ保育教諭等に代えて計上することができるものであり、保育教諭の資格を得ることができるものではない。

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育教諭等以外の者を保育教諭等に代えて必要な算定を行うこと。また、保育教諭等以外の者を活用する場合にあつては、可能な限り、1名を超えた配置や保育教諭等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

## 3. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準告示の一部改正

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準についても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。以下「改正告示」という。）により同様の特例を設けることとした。

## 4. 施行期日等

改正省令については、平成28年4月1日より施行するものであること。

改正告示については、平成28年4月1日より適用するものであること。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38445

FAX：03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 2714

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX：03-3595-2674